

組織及び業務分掌に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会(以下「当法人」という。)定款第57条に基づき、当法人の運営組織の基本を定め、職務の責任と権限、命令系統を明らかにし、業務の確実かつ効率的な執行と運用を図ることを目的とする。

第2章 組織および業務分掌

(組織単位)

第2条 当法人は、次の組織単位を置くことができる。

- (1) 経営会議
- (2) 常務会
- (3) 本部
- (4) 専門委員会・特別委員会

(組織図)

第3条 当法人の組織は、別紙組織図のとおりとする。

第3章 職位および権限

第1節 理事の職務

(理事の役割)

第4条 理事は、法令、定款、諸規程並びに正会員総会及び理事会の決定事項等(以下「法令等」という。)を遵守し、誠実に職務を執行して、定款第3条に規定する当法人の目的の実現に貢献しなければならない。

(理事の職務)

第5条 理事は、理事会を組織し、法令等の定めるところにより、当法人の業務の執行に参画するものとする。

- 2 理事は、理事会に出席することを旨とし、やむを得ず理事会に出席できない場合には、その理由を具体的に書面に記載して提出しなければならない。
- 3 加盟団体又は準加盟団体から推薦を受けて選出された理事は、当法人の財務に寄与する寄付金収入、広告宣伝収入、協賛金収入等を得ること

に、鋭意、努めなければならない。

(会長の職務)

第6条 会長は、当法人を代表し、正会員総会および理事会の議長となるほか、法令、定款、正会員総会、理事会の決定に基づき、当法人の業務を総括する。

(副会長、専務理事及び常務理事の職務)

第7条 副会長（名誉職を除く）、専務理事及び常務理事は、会長を補佐するとともに、理事会で委任する担当業務を行う。

(代行順序の決定)

第8条 会長が事故その他の理由により不在となった場合、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。

- 2 前項の定めにかかわらず、理事会において理事の中から会長代行を選任し、会長としての職務を遂行させることができる。

第2節 経営会議

(経営会議の構成と業務)

第9条 経営会議は、会長及び専務理事で構成する。

- 2 経営会議は、理事会で承認された年次予算の執行を統括し、会長の職務を支援し、事務局を管理し、理事会から授権された事項を決議する。
- 3 経営会議の運営・業務その他必要な事項は、別に定める経営会議運営規程による。

第3節 常務会

(常務理事会の構成と業務)

第10条 常務会は、副会長（名誉職を除く）、常務理事、各専門委員会委員長及び特別委員会委員長で構成する。

- 2 常務会は、理事会で承認された年次予算に基づき、各専門委員会及び各特別委員会の事業の執行状況を把握し、当法人の事業が円滑に遂行するよう各委員会間の連絡・調整等を行う。
- 3 常務会は、前項の連絡・調整等に必要範囲で必要な事項を決議することができる。
- 4 常務会は、当法人の事業を円滑に遂行するための施策を経営会議に上申す

ることができる。

- 5 常務会の運営・業務その他必要な事項は、別に定める常務会運営規程による。

第3節 本部及び専門委員会

(本部)

第11条 当法人に次の本部を置く。

- (1) 強化本部
- (2) 管理本部

(本部と専門委員会)

第12条 当法人の各本部に次の専門委員会を置く。

[強化本部]

- ①強化委員会
- ②パラテコンドー委員会
- ③選考委員会
- ④競技委員会
- ⑤審判委員会
- ⑥医科学委員会

[管理本部]

- ①総務委員会
- ②コンプライアンス委員会
- ③普及育成委員会
- ④マーケティング委員会
- ⑤昇段審査委員会
- ⑥裁定委員会
- ⑦アスリート委員会
- ⑧技術委員会
- ⑨広報委員会

(本部長とその業務)

第13条 本部の長は専務理事又は常務理事とする。

2 本部長は、次の業務を担当する。

- (1) 本部に所属する専門委員会の事業計画及び予算立案の指導・管理
- (2) 本部に所属する専門委員会の予算執行の管理・監督
- (3) 本部に所属する専門委員会の管理・監督

(専門委員会とその業務)

第14条 専門委員会の組織及び担当業務は別に定める専門委員会規程による。

2 専門委員会には担当理事を置くことができる。

3 担当理事は、次の業務を担当する。

(1) 担当する専門委員会の事業計画及び予算の立案の指導・管理

(2) 担当する専門委員会予算執行の管理・監督

(3) 担当する専門委員会の管理・監督

附則〔平成29年2月11日制定〕

1 この規程は、裁定委員会に関するものを除き平成29年2月11日より施行する。

2 この規程の施行と同時に、平成27年5月8日制定の「理事職権限規程」は廃止する。

3 第12条に規定する裁定委員会は、平成29年6月1日を目途に組成するものとし、裁定委員会を組成するまでは、第12条の裁定委員会を賞罰規程に基づく賞罰委員会と読み替えるものとする。

附則〔平成29年7月8日改正〕

平成29年7月8日の定例理事会において承認された第7条、第9条及び第11条の改正は、同日から施行する。

附則〔平成30年1月13日改正〕

平成30年1月13日の定例理事会において承認された第11条の改正は、同日から施行する。

附則〔平成30年6月9日改正〕

平成30年6月9日の臨時理事会において承認された第2条、第9条、第10条及び第13条の改正並びに第10条、第11条及び第13条の条番号を1つ繰り上げる改正は、平成30年7月1日から施行する。

